

平成 20 年 2 月 1 日
健康福祉事業本部
福祉部 高齢社会対策課

介護保険運営協議会における意見・課題等
【介護予防重視型システム（介護予防事業）について】

1 周知について

介護予防事業全体をわかりやすく周知することが必要である。

介護予防についての周知度が低い。また、専門的な言葉はわかりやすく説明する必要がある。

元気と思っている人への啓発も重要である。

2 事業の開催場所について

筋力向上トレーニングは、福祉施設だけではなく、体育館などの既存施設の活用も図るべきである。また、いろいろな施設でトレーニング機器を利用できることを周知する必要がある。

介護予防事業の開催場所が遠いという声がある。

介護予防や健康維持を目的とする区民の自主的な団体が活動できる場所を確保して欲しい。

集会場で行っている老人クラブの転倒防止やいきいきクラブ体操などは、自宅近くで行っているので参加しやすい事業である。気軽に通える場所での事業も大切である。

民間のスポーツクラブなどが空いている時間を利用して、場所を提供してもらい、介護予防事業を開催することはできないか。

3 事業内容について

高齢者センター等の施設がどのように使えるのか周知されていない。各人がどのように介護予防していったらいいのかわかりにくい。一箇所で自分に適したものを一緒に考えてくれるシステムが必要である。

介護予防事業は、楽しんで参加できるような参加を動機付ける工夫が必要である。特に個人ではなく仲間を作って楽しんでやっていくような意識付けが必要である。

高齢者にとっては、自宅から遠いところまで筋力向上トレーニングに通うのは抵抗がある。身近な地域で易しい体操をするような事業も必要である。

筋力向上トレーニングや口腔ケアについては、継続していくことが大事である。継続し

ていける仕組みづくりが必要である。

介護予防事業は継続していくことが重要である。事業を受けた人のうち、どのくらいの人数が継続しているのかを把握しておく必要がある。

介護予防事業は、全体として体系的に取り組んでいく必要がある。

4 要支援・要介護認定者について

要支援・要介護者の介護予防については、通所介護が重要である。ケアプラン作成時にケアマネジャーと本人、関係機関が話し合っていく必要がある。

介護予防は報酬が低く事業者としても参入のメリットが低い。

要支援認定者のサービス未利用率の低下は、制度改正によるサービスが制限されたことによる制度的な要因が大きいと思われる。要支援者のサービス未利用理由を把握する必要がある。

特定高齢者だけが介護予防事業に参加できるのではなく、要支援1・2の人でも重度化予防のために希望する方が身近な場所で参加できるような仕組みも必要である。

5 その他

生活機能評価が機能していない。平成19年度一部見直し。

医師会等と連携して基本チェックリストの活用を図る必要がある。

基本チェックリストからハイリスク高齢者を抽出して地域支援事業までつなげるという仕組みは理念としては正しいが、十分に機能していないのではないが。

「高齢者健康診査 特定高齢者 地域包括支援センターにおけるケアプラン作成」という手続きが煩雑である。

運動機能向上だけでなく、口腔ケア、栄養改善については十分行われていないのではないが。

介護予防事業は、要介護認定を受けていない人が受けられるサービスと、配食サービスなど要介護になっても利用することができるサービスとがうまくかみ合っている事業である。リハビリについても、要介護になっても介護保険以外のサービスとして受けられるよう区職員の活用なども含めて検討して欲しい

介護予防に限らず、要介護者の状況やニーズを踏まえ、医療、訪問看護ステーション、ケアマネジャーなどの関係機関および行政との連携が必要である。

古武道など介護に応用できるものについての知識も活用すべきではないか。

下線部は、第7回（平成20年2月1日）運営協議会において出た意見です。

意見の区分、表現などは最終的に整理していきます。